

参考資料

平成27年6月10日

竹下臨時議員提出資料



復興庁

Reconstruction Agency

(参考1) 集中復興期間における復興事業の主な実績

住宅再建・復興まちづくり(10兆円)

- ◆災害廃棄物処理
 - ・福島県一部地域を除き処理を完了 (H26.3)
- ◆災害復旧
 - ・河川堤防2,115箇所のうち2,113箇所 (H26.12)、道路(直轄国道) 1,161kmのうち1,159km (H26.12) の復旧を完了
- ◆インフラ整備
 - ・復興道路等570kmのうち223km を供用済 (H26.12)
- ◆復興まちづくり
 - ・復興交付金31,818億円を計上し (H23~27)、97市町村及び8道県に対し25,648億円を配分 (H23~26)
 - ・災害公営住宅の85%、高台移転の宅地の94%で着手済 (H26.12)
⇒ 集中復興期間中に、災害公営住宅19,566戸(計画の65%)、高台移転の宅地9,937戸(同48%)が整備完了見込み 等

産業・生業(なりわい)の再生(4.1兆円)

- ◆中小企業への支援
 - ・約28万件の貸付(貸付額約5.8兆円)を実施 (H27.2)
 - ・グループ補助金で605グループ、10,416事業者を支援 (H27.2)
交付先事業者の約4割が震災直前の売上水準まで回復 (H26.6)
 - ・3県全体の鉱工業生産指数が震災前の水準にほぼ回復 (H24.1~)
- ◆企業立地
 - ・岩手県28件、宮城県129件、福島県616件等計約900件を採択 (H27.3)
- ◆農林水産業への支援
 - ・漁船約1.8万隻の復旧。水揚げ量は約8割まで回復 (H27.1)
 - ・水産加工施設の約8割で業務再開 (H26.12)
 - ・津波被災農地の約7割で営農再開可能 (H27.1)
- ◆雇用の確保
 - ・平成23年度から25年度の3年間でのべ約26万人の雇用を創出。
被災3県の有効求人倍率は0.45倍 (H23.4) から1倍以上に上昇 (H24.7~) 等

被災者支援(健康・生活支援)(2.1兆円)

- ◆救助活動等
 - ・自衛官のべ1,066万人等を派遣 (H23)
- ◆応急仮設住宅(借上げ型を含む)の整備
 - ・ピーク時約12.3万戸。応急仮設住宅等への入居戸数は減少(8.5万戸 (H27.3))し、恒久住宅への移転が進捗。岩手県、宮城県の計9市町村において応急仮設住宅が解消見込み (H27.3)
 - ・避難者数は当初の約47万人から約23万人まで減少 (H27.1)
- ◆被災者の生活再建支援
 - ・対象全て(22万4千世帯)に被災者生活再建支援金の支給(基礎支援金)をおおむね完了 (H28.3)
- ◆地域医療の再生
 - ・約9割の病院を復旧 (H26.12)
- ◆就学支援
 - ・被災園児児童生徒のべ18万人に学用品費等を支給 (H23~25) 等

原子力災害からの復興・再生(1.6兆円※1)

- ◆除染
 - ・国直轄除染対象11市町村のうち4市町村の面的除染を終了 (H26.11)
 - ・市町村除染対象94市町村のうち45市町村において、除染等の措置が概ね完了 (H26.12)
- ◆中間貯蔵施設の整備
 - ・中間貯蔵施設等に係る交付金(1,500億円)、原子力災害からの福島復興交付金(1,000億円)を創設 (H27.2)
- ◆ふるさとの復活
 - ・福島再生加速化交付金2,655億円を計上 (H25~27)
 - ・避難指示区域の見直しが完了 (H25.8)し、順次、避難指示を解除
- ◆風評被害対策
 - ・157民間団体・市町村へ福島県産農産物のPR事業を支援 (H26.3)

※1 東京電力への求償対象経費(除染等:2.6兆円:27年度末までに使用が見込まれる金額ベース)は含まれていない。 等

(注) 上記の他、震災復興特別交付税等(4.6兆円)、全国防災対策費等(3.0兆円)等がある。

※2 4つの柱の()の数字は、集中復興期間に使用が見込まれる金額(復興財源フレーム(事業費ベース)上の試算値)

(参考2) これまでにない政策

これまでにない組織と政策で復興を支援。

(1) 国の責務の一元化

- ① 責任組織の設置と一元化(復興対策本部、復興庁)
- ② 自治体からの要望をワンストップで対応(地方に復興局を設置)
- ③ 復興のための増税も含め、5年で26.3兆円程度復興財源確保

(2) 被災自治体支援

- ① 震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置
- ② 取崩し型基金3,000億円
- ③ 全国の自治体が被災地に職員を派遣(累計8万7千人)。国費で負担。

(3) 被災者支援

- ① 心身のケア、孤立防止、コミュニティづくりを支援
- ② 住民票を移さず、避難先自治体で行政サービスを受けられるように支援

(4) インフラ復旧・まちづくり

- ① 復興特区制度を創設し、土地利用再編の事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化
- ② 復興交付金を創設し、地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当

(5) 産業の復興

- ① 仮設工場・店舗等の整備と無償貸与
- ② 中小企業等グループの施設復旧のための補助金の創設
- ③ 復興特区制度を創設し、税制・金融上、規制・手続きの特例
- ④ 二重ローン対策(東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター)

(6) 雇用の確保

- ① 雇用創出基金の拡充等による被災地で仕事づくり
- ② 震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設

(参考3) 復興交付金事業の進捗の見通し

○ 27年2月末時点において、復興交付金事業を行う85市町村※¹のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は64※²。

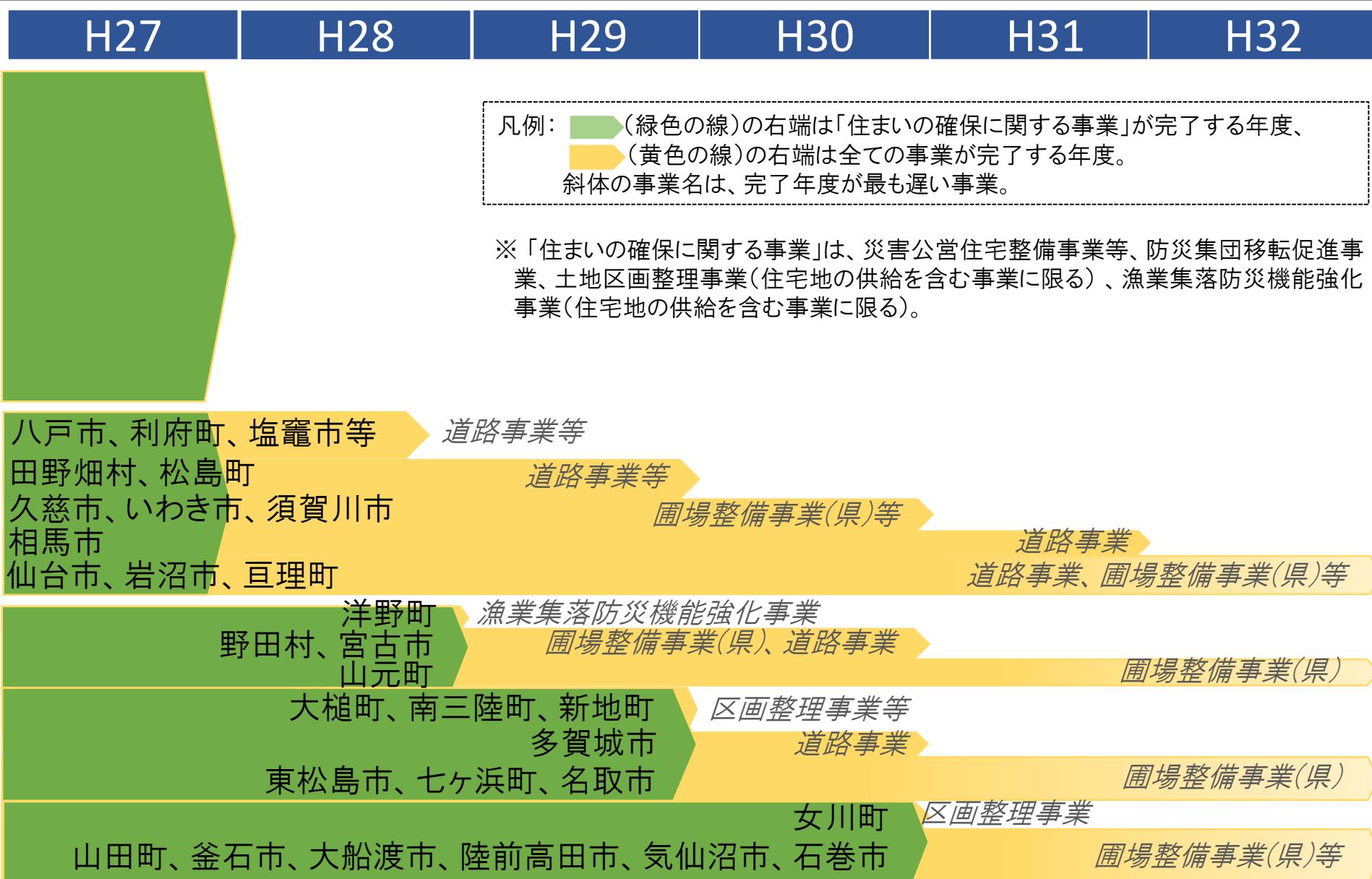
うち、27年度までに計画中の事業が全て完了予定の市町村:50

27年度までに計画中の住まいの確保に関する事業が全て完了予定の市町村:14

○ その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※1:原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除く。

※2:計画は被災自治体において適宜見直されており、事業の追加等により、完了時期の変動があり得る。



凡例: (緑色の線)の右端は「住まいの確保に関する事業」が完了する年度、(黄色の線)の右端は全ての事業が完了する年度。斜体の事業名は、完了年度が最も遅い事業。

※「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業等、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

全ての事業が27年度までに完了する市町村(50市町村)

住まいの確保に関する事業が27年度までに完了する市町村(14市町村)

住まいの確保に関する事業が28年度以降に残る市町村(18市町村)

※ 事業の完了時期は、復興交付金事業計画(27年2月時点。災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業、効果促進事業を除く。)の全体事業期間に基づく。今後、計画の変更により、変動があり得る。上記のほか、液状化対策事業の調査・設計中で完了時期を精査中の3市がある(稲敷市、久喜市、千葉市)。
 ※ 防災集団移転促進事業の場合、住宅地の造成が完了した後も、移転者の住宅建設等に対する補助等が続く場合がある。

(参考4) 主な事業の自治体実質負担率

	通常	復興・創生期間
直轄道路 国 2/3、地方 1/3	26.7% (地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (33%×80%))	1.7% (地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (33%×5%)) (注) 三陸沿岸道路にあつては0% (地方負担全額を震災特交で措置)
社総交道路 国 55/100 地方 45/100 など	36% (地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (45%×80%))	2.3% (地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (45%×5%))
復興交付金 (効果促進) 国 80/100 地方 20/100	40% (社総交効果促進 (補助率 50%)) (地方負担の <u>20%</u> を交付税措置 (50%×80%))	1% (地方負担の <u>95%</u> を震災特交措置 (20%×5%))
災害復旧 (直轄) 国 2/3 地方 1/3 など	1.7% (地方負担の <u>95%</u> を交付税措置 (33%×5%))	0% (地方負担の <u>100%</u> を震災特交措置)

(参考5) 自治体負担の水準と阪神・淡路、中越等の他の災害との比較

事業（例）		東日本（集中復興期間）	東日本（復興・創生期間）	阪神・淡路、中越 等
災害復旧	公共土木関係 （上水道、廃棄物処理施設など）	補助率 8/10～9/10（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助率 8/10 + 一部自治体負担 （100%起債、元利償還金の <u>95%</u> を 交付税措置）
復興交付金事業（基幹） （※1、2）		通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + 自治体負担分 1/2 を補助（嵩上げ） + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	一部補助率嵩上げ（激甚対象等） + 一部自治体負担 〔区画整理の例：90%起債。元利償還金の <u>80%</u> を交付税措置〕
復興交付金事業 （効果促進）		地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	補助率 8/10 + 一部自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	通常補助率 + 一部自治体負担 〔社総交効果促進の例：90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
その他補助	社総交事業【復興枠】 （※2）	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）	通常補助率 + 一部自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	通常補助率 + 一部自治体負担 〔道路の例：90%起債。元利償還金の <u>20%</u> を交付税措置〕 ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率 2/3 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率 1/2 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		
	被災者生活再建支援金	補助率 4/5 + 地方負担全額を震災特交（負担ゼロ）		制度なし
復興道路 復興支援道路		直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）	（復興道路） 直轄負担金全額を震災特交で措置 （負担ゼロ）	
			（復興支援道路） 直轄負担金の一部を自治体負担 （地方負担の <u>95%</u> を震災特交）	

（※1） 5省 40 事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。

（※2） 阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。

(続き) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し②

※数値・時期等について未精査

	2011				2012				2013				2014				2015				2016							
	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月			
医療施設 (入院の受入制限または受入不可(182箇所)のうち回復した病院の割合)	被災した病院の復旧																											
	90%																											
学校施設 (被災公立学校施設(2,307校)のうち、災害復旧事業を完了した学校の割合)	被災した公立学校施設の復旧																											
	92%																											
	98%																											
	99%																											
	100%																											
農業・水産業 (津波被災農地(21,480ha)において、営農再開が可能となった面積の割合)	農地の損壊箇所の復旧・除塩等を実施																											
	約38%																											
	約63%																											
	約70%																											
(被災3県で業務再開を希望する水産加工施設(812)の再開状況)	製水施設や冷凍冷蔵施設の復旧、用地の嵩上げ等により水産加工業の業務再開を支援																											
	約52%																											
	約61%																											
	約74%																											
	約80%																											
	約81%																											
	約83%																											
	100%																											
地域産業 (被災地域の鉱工業生産指数)	約103	約70	約95	約100	被災地外の水準まで概ね回復																							
(津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産額試算値<震災前基準年同月比> ※水産加工施設等は含まない)	-99%	-76%	-66%	-31%	+20%	-19%	-4%	+5%	被災地外の水準まで概ね回復																			
事業者支援 (仮設店舗・工場・事務所の整備:竣工ヶ所数 累計)	仮設店舗等の整備・グループ補助金による復旧支援・二重ローン対策等による支援																											
	16ヶ所																											
	224ヶ所																											
	400ヶ所																											
	516ヶ所																											
	555ヶ所																											
(中小企業等グループ補助金による復旧支援:被支援者数 累計)	316者																											
	3,829者																											
	5,779者																											
	8,012者																											
	9,943者																											
	10,220者																											
	10,416者																											
(二重ローン対策:被支援者数 累計)	132社																											
	445社																											
	837社																											
	1,109社																											
	1,195社																											
	1,363社																											
(資金繰り支援策の実施状況:保証実績(下段) 累計 (全国))	約1.0兆円	約2.8兆円	約4.9兆円	約5.6兆円	約6.0兆円	約6.3兆円	約6.4兆円	約6.5兆円	約2.0兆円	約4.3兆円	約6.2兆円	約7.7兆円	約9.1兆円	約11兆円	約11.1兆円	約11.4兆円												
個人債務者等対策 (個人版私的債務整理ガイドライン 債務整理の成立件数累計)	10件																											
	292件																											
	740件																											
	1,080件																											
	1,223件																											

(参考7) 東日本大震災に係る政府の対応

原発事故による災害

【原子力災害対策本部】

本部長：安倍内閣総理大臣
 副本部長：菅内閣官房長官、宮沢経済産業大臣、望月環境大臣、田中原子力規制委員長
 事務局：内閣府（原子力防災担当）
 福島原子力事故処理調整総括官

<直後の対応>

- ・避難指示
- ・救出・救助
- ・炉心の冷却、注水作業
- ・避難所支援、物資補給

<現在の取組>

- ・廃炉・汚染水対策
- ・賠償
- ・避難指示区域の見直し
- ・原子力被災者生活支援

【環境省】

- ・廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設の整備
- ・モニタリング（関係省庁：農水省、厚労省、原災T、文科省）
- ・放射性物質汚染に関する安心・安全の確保（リスコミ）（環境省、文科省等）

<くらし>

- 長期避難者対策（町外コミュニティ等）、早期帰還支援

<インフラ整備>

- 避難指示区域等における公共インフラの復旧

地震・津波による災害

【緊急災害対策本部】

本部長：安倍内閣総理大臣
 副本部長：菅内閣官房長官、山谷防災担当大臣
 事務局：内閣府（防災担当）等

<直後の対応>

- ・救出・救助
- ・捜索
- ・避難所支援、物資補給、仮設住宅建設
- ・ライフラインの応急復旧

【復興庁】

<くらし>

- 被災者支援（健康・生活支援、本格住宅への移転支援等）

<インフラ整備>

- 住宅再建・復興まちづくり

<産業・生業>

- 産業復興
- 雇用確保
- 農林水産業の再開

直後の対応

現在の取組